（金融サービス仲介業者に対する意見聴取等）

第百四十六条　法第五十一条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　［略］

二　当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第百四十八条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

［２・３　略］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをもって行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

５　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕　年　月　日提出

郵便番号	
主たる営業所又は事務所の所在地	
電話番号	
（ふりがな）	
商号又は名称	
（ふりがな）	
氏名	
（法人にあっては、代表者の役職氏名）	

※　法人・個人の別　【法人・個人】

Ⅰ　［略］

Ⅱ　業務の状況（業務の種別ごと）

［預金等媒介業務］

１　［略］

２　貸付関係

［表略］

（金融サービス仲介業者に対する意見聴取等）

第百四十六条　［同上］

一　［同上］

二　当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第百四十八条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書〔　年　月　日から　年　月　日まで　〕　年　月　日提出

郵便番号	
主たる営業所又は事務所の所在地	
電話番号	
（ふりがな）	
商号又は名称	
（ふりがな）	
氏名	
（法人にあっては、代表者の役職氏名）	

※　法人・個人の別　【法人・個人】

Ⅰ　［同左］

Ⅱ　業務の状況（業務の種別ごと）

［預金等媒介業務］

１　［同左］

２　貸付関係

［同左］